

## 活動フィールドの確保

森林ボランティアの活動フィールドを探して活動する場合は、フィールドを紹介していただいたり地主さんとの打ち合わせや役所への手続きなどをする必要があります。

### ■ 活動場所の紹介依頼先

森林ボランティア活動のフィールドは、森林組合などに活動内容を伝えてお願いすると紹介してもらえる場合があります。

#### < 問い合わせ先 >

- ・ 津久井郡森林組合  
(住所) 相模原市津久井町中野1 0 2 4 - 2

[津久井郡森林組合]

### ■ 森林所有者・土地形状の確認

森林には地番があり所有者が居ますので、その所有者・所在地や土地形状を調べて了解をとる必要があります。その情報は法務局で調べることができます。(有料)

民有林	私有林	個人 法人など	47%
		財産区有林	18%
	公有林	市有林	2%
		県有林	28%
国有林			5%

表：[森林・林業関係統計（神奈川県）] より

#### < 相模原市内の森林登記調査場所 >

- ・ 横浜地方法務局相模原支局  
(住所) 相模原市中央区富士見6-10-10

[横浜地方法務局相模原支局]

### ■ 森林所有者との協定・契約等

森林整備や利用について森林所有者の了解がとれたら、活動内容に関する書面を交わします。内容により念書・協定書・契約書などになります。

寄付、寄贈、買い取りによって保護したい自然を取得、保存、管理、公開することもあります。(ナショナルトラスト)

[森林所有者との念書の例]・・・別紙

### ■ 森林の規制と手続き

森林には森林法や自然公園法などの法的規制がありますので、活動フィールドの森林の区分と規制を確認しておく必要があります。森林の場所と活動内容により届出や許可が求められます。

#### 森林法で定める保安林

水源涵養保安林
土砂流出防備保安林
土砂崩壊防備保安林
落石防止保安林
水害防備保安林
防風保安林
保健保安林、その他

#### < 森林での活動の規制に関する問い合わせ・手続先 >

- ・ 相模原市 経済部 津久井地域経済課・・・「伐採及び伐採後の造林の届出」  
(住所) 相模原市緑区中野633 津久井総合事務所本館2階
- ・ 神奈川県 県央地域県政総合センター 農政部森林保全課・・・保安林の確認等  
(住所) 厚木市水引2-3-1
- ・ 神奈川県 厚木土木事務所津久井治水センター 許認可指導課・・・砂防指定地の確認  
(住所) 相模原市緑区中野9 3 7 - 2
- ・ 神奈川県立自然環境保全センター 管理課・・・自然公園法関連の確認  
(住所) 神奈川県厚木市七沢657

表：[保安林制度（神奈川県）] より

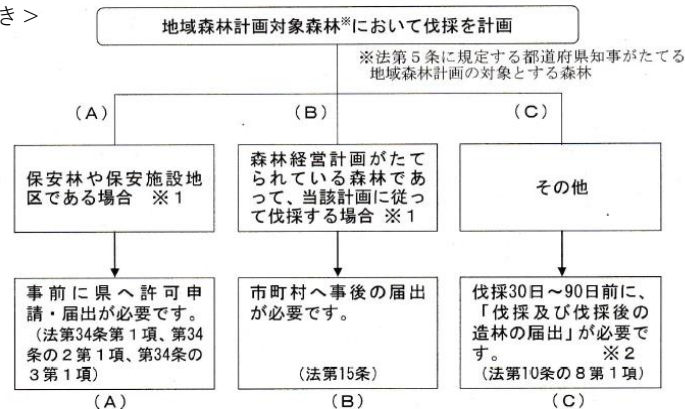
[相模原市津久井地域経済課]

[県央地域県政総合センター]

[厚木土木事務所津久井治水センター]

[神奈川県立自然環境保全センター]

#### < 伐採の手続き >



- ※1 森林経営計画対象森林（B）で、かつ保安林内（A）での伐採の場合は両方の手続きが必要
- ※2 森林面積1haを超える規模で開発行為を行う場合には林地開発許可等の手続きが必要

[伐採届（神奈川県）]

[伐採届（相模原市）]

※左図の「法」は森林法

### ■ 電線が樹木に当たる場合の対応

電線等が樹木に当たり切断する恐れがある場合は、電力会社などに連絡して対処してもらいます。

### ■ 不法投棄物の対応

一般の生活ゴミとは異なるものは、投棄状態のままに役所に連絡し、現状確認後対処してもらいます。